

子どもの医療費助成制度の創設を求める意見書

我が国は、人口減少や少子化の進行が社会的問題となっており、若い世代が安心して結婚・子育てのできる環境の充実が求められ、全ての地方自治体が、子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもの医療費を助成している。

しかしながら、こうした措置は自治体独自の取り組みであることから、対象年齢や自己負担額などに地域間格差が生じている状況にある。

また、少子化対策の重要な施策にもかかわらず、地方自治体による医療費助成の取り組みによる医療費の波及増分は実施自治体が負担すべきものとして、本来国が負担すべき国民健康保険の国庫負担金等が減額調整されてきたところである。こうした中、国において、未就学児にかかわる部分については、当該減額調整措置を廃止するとの方針が決定されるなど、一部改善は見られるものの、少子化対策に係る施策推進の大きな支障ともなっている。

よって、国においては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 子育て支援の観点から、国の責任において、全ての子どもを対象とした医療費助成制度を創設すること。
- 2 助成制度を創設するまでの間、地方自治体が行う子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月6日

帯 広 市 議 会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣、総務大臣、
財務大臣、厚生労働大臣 あて